

龍南會雜誌第八拾五號

論 說

文選の本朝文學に及ぼせる影響

教 授 本 田 弘

本朝文學に於ける文選の影響は、蓋し意想外に大なるものあらん。然れども未だ精細に研究する暇あらざれば、這般は極めて粗笨に、極めて不系統的に、あらゆる文字を羅列して、大方の笑を買はんのみ。』先づ第一に吾人の知らんと欲する處は、文選の我邦に傳來せし年月なるも、悲ひ哉淺學寡聞の余には、未だ確かならざるを奈何せん。蓋し唐代印書の術よく開けず。文選の如きは、五代に至りて漸く木版に上りし程なれども、其以前即ち唐初に於て、既に本書の我邦に傳はりしとは疑ひなし。熟く按ずるに、推古天皇十六年使を隋に遣はし、學生高向玄理、學問僧旻、及び南淵請安等八人をしてこれに従ひ往て學ばしむ。これ抑も本邦留學生の始なり。居ること十年、推古帝の二十六年隋亡び唐代る。僧旻南淵先づ歸り、玄理は尙ほ止まると凡て二十餘年にして、舒明の朝に歸朝せり。思ふに文選の傳來も此頃ならん。さればにや、本邦漢文の最古たる上宮太子の十七條憲法は、推古帝の十二年即ち隋の文帝の末年に成れるを以て、其文修美なるも、毫も文選の趣味を帯びず、寧ろ漢魏の遺風あり。拙堂文又話參照かの、國詩集の權輿たる懷風藻は淡海三船の自叙にて天平勝寶三年孝謙の日附なれど、其作者は多く天武天皇の頃の人なる故にや、詩に於ては凡て五言にして誦すべきもの殆んど無く、これ亦文選の影

響を蒙れるものは云ふべからず書の体裁。然るにこれより稍以前、元明和銅年間の撰に係る太安麿

の古事記の上表文は、業已に明に四六聯体の風を享けたり。然も未だ弊あるに至らず。却て美觀を呈

せ。拙堂文話に讀して曰く、「太安麿古事記序、野相公合義解序、徵古典雅文辭爛然、不得以排偶之文

貶」と。既に合義解序を排偶の文に取れば、大同二年一四六七の古語拾遺の序、弘仁六年一四七五の

新撰姓氏錄の上表文も、亦この類に入れざるべからず。古事記を奉りし後五年、即ち元正帝の養老四年

八〇一三に成りし日本書紀に至りては、史記漢書等の故典と共に文選の語句を抽出すること極めて多し。

養老四年は實に唐の玄宗の開元八年に當り、五臣註の現はれし時代と殆んど同時代に屬せり。今試に

河村秀根の書紀集解に依り、神武紀中の熟語の二三を比照せんに、

玉依姬ワタツミ海童之小女也——吳都賦に童海於是宴語

是時運鴻荒——魯靈光殿賦に鴻荒撲略

用相凌轢——七啓に凌轢諸侯

八十梟帥——答蘇武書に滅跡掃塵斬其梟帥

有兒息——陳情表に薄晚有兒息

掩八紘——吳都賦に曹覽八紘之洪渚

隩區——西都賦に天地之隩區

峻三峙博ニ風於高天原——魏都賦に亭々峻峙

太虛——登樓賦に太虛遼廓

四六体をなせる小模型を摘記すれば、

應神二十二年九月狩干淡路島條に

是鳥者横海在難波之西、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲、亦麋鹿鳧雁多在、其島、

固より當時の文章の常規にもれず、ヤニヒキハナレミルヒヒリテ、ココニモル、擣、觀、者、翫、粵、斬、など、目馴れぬ文字は始終間斷なく用ひられたり。

次に萬葉集に就きて考ふるに、萬葉の撰恐らくは文選に倣ひたるものなるべし。萬葉の六部中挽歌。相聞と云へるは、全く文撰より出でたる語あり。古義の著者鹿持雅澄は、顔延年の曲水詩に、萬葉とあるを引て、萬代相傳の自己説の固めとなせり。今又萬葉中にも、殊に文選の跡を逐へりと思はるゝ第五卷を檢するに、歌序に於て頗る得る處あり。

畧解本二ウ神龜五の詩序に、

文選張景陽雜詩に、

二鼠競走而度目之鳥且飛……………人生瀛海内忽如鳥過目

十一ウ憶哀世間難住歌序に

二毛といふ字は左傳にも

以撥二毛之歎……………出でたれど、こは潘岳秋

興賦序のねもかけなり。

十六ウ大伴淡等謹狀日本琴に、
稻康琴賦に、椅梧之

余託ニ根遙島之崇巒……………所ニ生今託ニ峻嶽之崇岡、
又た旦歸ニ幹於九陽、又た

吸ニ日月之休光一とあり。

十八ウ天平元年進上の條に、

宋玉が楚王の問に答ふる文
謹ニ和白雲之什……………に、白雪の什と見ゆ、白雲は
恐らくは白雪の誤なるべし

廿一ウ大伴卿宅宴梅花歌卅二首の

序に、

夕岫結霧鳥對穀……………宋玉神女賦に動ニ霧縠以徐歩
於是盖レ天坐レ地促 膝飛レ觴……………劉伶酒德頌に、幕レ天席レ地、
梁陸倕の詩に、促レ膝豈異人、
西京賦に、羽觴行而無レ算

卅ウ作者不詳遊ニ於松浦河一序に、

曹桓洛神賦に、洛浦の神

或臨ニ洛浦ニ而徒羨ニ王魚一
女のことを云ひ、宋玉高唐賦

……………に巫山の神女のことを云へ

乍風^ニ巫峽^一以空望^ニ烟霞^一

るをかりて、魚を釣れる

女子を神女の如く云ひなせり。

于^レ時日落^ニ山西^一驪馬將^レ去……應休連書に、白日傾^レ夕

驪駒就^レ駕

卅五オ 吉田連宜^{ヨシノ}の啓に、

心同^ニ葵藿^一……

曹子建が表に、

臣竊自比^ニ葵藿^一

卅 天平二年憶良松浦歌序に、

方岳諸候などの句あるは……干寶の晋紀總論を

顧みたる跡あり。

説

論

凡そ詔勅の文、和銅には宣命の体、靈龜には漢文にて、僅に一代を経て文体一定せず。其次養老の改元も漢文にして神龜天平、天平勝寶は則宣命体なり。天平寶字天平神護は漢文にして、景雲寶龜は復た宣命体なり。天應延暦に至りて復漢文の詔なり。其後大同は詳ならずと雖、弘仁の改元は漢文なり。と文藝類纂に云へるが、其當否は措て論せず。當時漢文体及び宣命体の詔勅の交々出でしは事實にして、其中宣命の文は國語の儘に寫したりとて、吾人の殊に貴重する所なるが、それすら意味上及び形態上に、漢文の影響少からず。かの祝詞とは内容に於て雲泥の差あるを見る。其傾は世を降るに従ひ甚だしく、元明天皇の頃は既に天津神國津神に代用するに天地を以てし、又禮樂困乏力田孝義等の

漢語を其儘に用ひたり。清和天皇の頃に至つては、文体のみ宣命風にて、文序は全く漢文となれること、三代實録を一覽せは速に了せられん、かゝれば必ず文選の句も取られつらんとよく見ると、果して天應三年甲申詔に、曾毛曾毛百足の虫乃至死ムシノシタルニイダリテモリクカヘサルコトハダスガチオホキ不顛コトハダスガチオホキ事波輔乎多美奈止美奈毛聞食とあり。これ文選曹同が六代論に、故語曰百足之虫至死不僵扶之者衆也、とあるより出でたるなり。又た天高アツカケシ止止聽卑物毛曾毛とあるは、史記宋の世家分出でしか、若くは文選曹植の責躬詩より來れるか、孰れとも云ひ難し。書紀のこと、さきに云へるが、其餘の五國史にも文選の語は往々にして引かれたり。今續日本紀並に文德實録を概閱するに、

續日本紀にありては

序ノ三四行目 膺アタリテ錄ニの錄は、錄の誤にして、文選東京賦に見ゆる語

卷三承和元年秋七月甲戌、清原夏野の抗アゲテ表チカ請トカシ禡ニ宿衛職一條に、 陛下御曆寶命惟新、喘息岐行

无ナシ不飲化とあるは、文選五洞肅賦の蟋蟀シシ蟻アリ岐カ行カ喘息カに對し、若論ニ腰下之佩刃カ豈異ニ蟻アリ之舉ナシ斧ナシとあるは、文選十二の以ニ蟻アリ之斧ナシ禦ニ隆車之隧ナシに對す、

全十月己卯佐度國言慶雲見時詔あり中に、

載効豈駟纏之應ナシ司馬相如上林賦に、跼纏布寫又た左太冲蜀都賦に、景福跼纏而興作

卷九承和七年二月庚午の勅の初に、

靜言流弊情切ニ納隍ニ東京賦云、人或不得其所、若己納之於隍、

全六月廿二日皇太子傳藤原三守等上奏文に

埃塵不讓泰山居仰止之庭涓澮无辭巨海作朝宗之府——上秦始皇書に泰山不讓土壤云々
卷十九嘉祥二年三月の終の草地に

今至僧中頗存古語、可謂禮失則求之於野——文選九、劉子駿か讓大常博士移書に、禮失求之野
全十二月丁亥(八日)土總太守基貞親王の上表に、

欲盡忠勤而猷劾猶苦稽生之不堪——嵇康與山巨源絶交書に云、吾直性狹中、多所不堪
文德實録にありては

序の初に、伏惟太上天皇孝治有日文思垂風とある孝治の孝は孝經のとしして、文思の文は李善上文
選表注に由れるなり

卷一嘉祥三、四月庚戌、權奪今不獲己の權奪は文選齊竟陵文宣王行狀に出づ

卷二嘉祥三年八月丙辰、三靈——陸士、衝漢高祖功臣頌に

三靈改下、

六齒——幽の誤、沈休文齊故安

陸昭王碑文、六幽允洽

全 十一月甲申ノ詔中黃——賈誼陳政事表、後漢仲

長統傳論などに見ゆ。

此詔の如きは頗る文選の体に似たり

卷三仁壽元年八月癸丑の詔に、憂負重而春氷顧馭朽以秋駕とあるは、王融三月三日曲水詩序に云、
脱?

念負重於春水懷所奔於秋駕と。

八

卷五仁壽二年五月戊午藤原助卒する條、跼躅―潘岳賦に、豈踟高天、躅厚地而已。

卷九天安元年二月戊子右大臣藤原良相の上表に、返離畢之滂沱―七命云、離畢之雲無以豐其澤。

全 二月己丑の詔に如履氷谷―潘岳寡婦賦、懼身輕而絕、重合若履氷臨谷、又た傷褻論序には忘
軀徇物危若氷谷。

全 二月壬辰源信の抗表に、稽王之不堪好阮公之孤嘯―嵇康與山巨源絕交書云、吾直性狹中多不
堪、又云、性不有不堪真不可強、これさきの續紀にも見わし例也。天造尸素之責―潘岳關中詩
に、愧無獻納、尸素以甚。

全 二月丙申太政大臣良房の表に、思^〇陸^〇焦^〇而空危―張衡思^〇玄^〇賦に云、貽^〇焦^〇原^〇而^〇跟^〇止^〇。

全 三月甲辰良房の抗表に、特願大陽垂景委照傾^〇軀^〇之心矣虧盈云々、―曹子建求通親表に、若葵
藿之傾葉大陽雖不爲之廻光終向之者誠也。

かく徒らに並べ言たらんには、物産陳列場と擇ふことなけんも、熟考する暇なければいかうはせん。
翻て六國史中に現はせたる文選に關する事實を問はん

菅原清公は弘仁十年文選を得讀し(續紀、承和九、十月十七日公ノ薨去ノ條)、散位春澄、宿禰善繩は思藻頗る妙
にして(三代實錄十七)文德帝の時文選を講し、豐階公安人これが都講なり(文實三)。參議篁も亦詩賦に長
じ、文德、仁壽二年には、太宰の鴻臚館に於て、唐人と詩賦を唱和し、仁明の承和六年の春正月に謫行吟
あり。全十二年正月に鶴時詩あり。其に有名のもの也。滋野貞雄朝臣も功にして大學に遊び、顯る詞賦

に閑らへり(三代、三)。藤原諸成は、弘仁中文章生となり、聰悟絶倫よく文選の上帙を暗誦し、大學中號して三傑と爲せり(文德實、八齋衡三、四)。經史を講じ、若くは竟宴の席にて毎に詩を賦せしことは到る處に見え、文選の愛誦せられたるといふばかりなりしかを想像せらる。蓋し、此頃文選を略して選と云ひ、白氏文集を畧して集と云ひ單に選集と云へば文選及び白氏長慶集を意味し、此二書兩々相並んで盛に用ひられたりしが、詩の益々行はるゝに至りては、勢ひ集の方第一位に就き、選は二ノ町になれるが如き感あり。

村上帝の隨身右大臣師輔の子藤原高光は天曆二年八月召によりて御前に至り文選三都賦を暗んじ讀めり(本朝語圖、講習餘筆、遙に降りて、嘗て勸學院の書生集りける時、今日の會、才の高下を以て席の次第をせんと云いしに、藤原隆頼文選三十卷四聲切韻暗誦の者あらは、坐を讓るべしとて、一の坐に進みけり(常山樓筆餘、今古著聞集ノ部)。實に古人の記憶に堪能なりしと驚くの外なく、當今人士の長恨歌琵琶行なぞを誦んじて得々たるは、決して同日の論に非るなり。

楮目を轉じて少しく學令を顧みしめよ。大寶令によるに、科試の法六道に分れ、明經明法秀才進士及び書算を以て取れり。其進士科は、時務に倣い、兼て文選爾雅に通ずるものに、時務策一條を試みたり其後學制變革して、明經明法紀傳算の四道となりぬ。蓋し紀傳道は、大寶令に於ける秀才進士二科の合併せるものにて、歴史の傍ら文章を修む。大同三年二月紀傳博士を置き、承和元年これを停めて、更に文章博士を置く。これより亦文章道とも云ふ。古への進士は文章生と稱せられ、古への秀才は文章得業生と稱せられたり。専ら史記前後漢書の三史を研究し、後には文選をも加へたり。そは延喜式廿

論

説

凡應講說者、禮記左傳各限二百七十日、周禮儀禮毛詩律各四百八十日、周易三百一十日、尚書論語各二百日、孝經六十日、三史文選各准大經、公羊穀梁孫子五百日、九章六章段術各准小經云々。上略講說訖、准經賞錢、大經卅貫、中經廿貫、小經一十貫、論語孝經共一十貫、其三史文選律各准大經云々。

日野菅原の二氏代々博士を世襲して參議に任じ、或は納言に昇るものあり。弘仁十二年大政官符を以て文章を以て明經の上に置かれ、四道中殊に文章道は重きを爲すに至れり。

要するに奈良より平安の始へかけては、經籍の講究主となり、平城の大同頃迄は史學を主とせられしが、嵯峨の弘仁天長頃より詩賦文章を重んじ、之を以て學生を及第仕官せしめ、文章道の卒業生には、他の二科に比して高位高官を授けられしかば、終に詩文の巧拙を競ふの風となりて、諸學科中にも特に文選は流行したる也。

加之音博士の既に持統祀五年に見え、其後寶龜九年十二月續紀三十五の記事に依るに、唐人晉卿と云ふもの、天平七年我朝使に隨ひ來り、よく文選爾雅の音を學び得て、大學の音博士となり、子弟を導きしより、其後の音博士も皆此二書の音を傳へたり。合抄學令音博士の條下に、

延曆十七年格曰、一大學生年十六以下、欲就明經者、先令讀毛詩音、欲就史名者先令讀爾雅文選音。

撰舉の際、秀才には方略策二條を試み、進士には時務策二條を試むる定めなるが、其方略策の難さ

と甚だしく、全篇支那の故事を擧げ、駢麗の語を以て之を出せり。其實例は、都氏文集菅家文章に屢々見る所なり。又進士には、時勢策を試みるのみならず、文選爾雅中の文字を掩ひて暗讀せしめたること、令義解四、考課令に見ゆ。文選上帙二七帖 爾雅二三帖

蓋し此等皆唐朝に倣ひたるにて、朝廷の詔勅公文偕は上表等皆誦讀の調を重んじ、排麗の体を用ひ、中世文章博士の家には各自文字を別て、音律を圖し、一種の規則に准據して書くに至れり。其法式は天慶二年の、作文大體にはの見る、其實例は

本朝文粹二 對策 辨三山水 橘直幹問大江朝臣澄明對

全 詳二循吏 菅原輔正問大江舉問對

全 九 詩序 早春内宴侍三仁壽殿二同賦下春姪無氣刀上應製 菅贈大相國

に擧がれり。

本朝文粹は藤原明衡の撰にして十四卷あり。纂する所、上は弘仁(嵯峨)より、下は寛弘(一條)に至る二百餘年、賦、雜詩、歌書、太政官符、意見封事、對策、より怠狀祭文願文諷誦文等に至るまで、部門の体裁と云ひ、詞藻の彫綺と云ひ、誠に文選に異ならず。賦にては江原院賦、兔表賦、視雲知隱賦、雜詩にては貪女吟、閑居詠、庭前三物三首、詠女郎花、無尾牛歌、詔にては改元詔、贈菅右大臣太政大臣詔等を見るべきものとす。

次に文選の体を學びし重なるものは八經國集ならん。集は良岑安世が淳和帝の勅を奉じ、東宮學士滋野貞主と共に撰する所なり。規模大にして、慶雲四年より天長(淳和)四年まで、作者百七十八人、賦十

七首、詩九百十七首、序五十一首、對策三十八首を集め、分つて廿卷となせるも今は殘闕して一、十、十一、十二、十四、二十の六卷を餘すのみ。

其他當得の詩文集

凌雲集

都氏文集

文華秀麗集

菅家文章

扶桑集

性靈集

本朝麗藻

本朝續文粹

本朝無題詩

朝野群載

等一として多少文選の影響を蒙らざるものなし云ふも敢て過言に非ざるべし。』(未完)

故英國女皇ヴィクトクア陛下の偉業

パーマーストーン卿の外交

長谷川貞一郎

一、朕が至愛ある伯文皇帝陛下(ウイリアム四世、千八百三十年より千八百三十七年まで在位)茲に崩じて國民に至慘至酷の損害を與へたると同時に、此悲事は又、朕に此帝國政府を統治するの大任を負はしむるに至れり。此重任は突如として朕か身に落ち、朕未だ年少(女皇は千八百十九年五月二十四日の御生)なり、朕をして此位に居らしめたる神にして、若し朕を助けて、此任を果さしむるにあらざるよりは、朕將に其重荷に堪へざらんとす。朕は其思を純潔にし、専ら心を公衆の幸福に傾倒して、幸に神明の祐助を得、且つ庶幾くは老成にして練熟なるの實を表するを得んことを期す。朕は深く議會の賢明なるに依頼し、朕か人民の忠順なるに囑望す。先帝(ウイリアム四世)は常に其臣民の權利と自由とを珍念し、國家の法制を改進するに其志を傾注して、以て